⑵　入札書の受領期限　令和６年11月８日10時20分
⑶　開札の日時及び場所　令和６年11月８日10時30分　東京労働局　14階　総務部会計課
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争参加を希望する者は、入札説明書及び仕様書に示す書類を事前に提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　その他詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Nami Mori, Director of the General Affairs Department, Tokyo Labour Bureau
⑵　Classification of the products to be procured : 71, 27
⑶　Quantity and nature of the products to be purchased : Lease of personal computer and other for Tokyo Labor Bureau Employment Security Department and 20 other facilities
⑷　Fulfillment period : From Contract day through 31 March 2027
⑸　Fulfillment place : The place specified by the Official in charge of disbursement of the procuring entity
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③　not be during a period of receiving the nomination stop from Ministry of Health, Labour and Welfare.
④　have Grade A, B or C in “offer of services etc” in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2022, 2023 and 2024.
⑤　not describe false facts in the application.
⑥　not be in an extremely deteriorate business condition or a creditworthiness.
⑦　Observe the laws and ordinances related to the labor
⑧　have the qualification specified by the Official in charge of disbursement of the procuring entity, based on a rules of Article 73 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
⑺　Time-limit for tender : 10 : 20 AM, 8 November 2024
⑻　Contact point for the notice : Hyuga Masunaga, Procurement Section, Accounting Division, General Affairs Department, Tokyo Labour Bureau, 1―2―1 kudanminami, Chiyoda-ku, Tokyo 102―8305, Japan. TEL 03―3512―1607

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和６年９月10日
支出負担行為担当官
国土交通省大臣官房会計課長　千葉　信義

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　15
⑵　調達等件名及び数量
令和６年度　中継電話交換設備製造（電子入札対象案件）
⑶　調達物品の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期限　令和７年３月31日
⑸　納入場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には、移行しない。
⑺　電子調達システムの利用　本案件は、証明書等の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願いを提出するものとする。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　令和４・５・６年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」のＡ又はＢの等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
⑶　入札参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けていないこと。
⑷　入札説明書の交付を受けた者であること。
⑸　当該納入物品に関し、迅速なアフターサービス体制及び部品の供給体制が整備されていることを証明した者であること。
⑹　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
⑺　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑻　競争参加資格の申請の時期及び場所　「競争参加者の資格に関する公示」（令和５年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒100―8918 東京都千代田区霞が関２―１―３　国土交通省大臣官房会計課契約第一係　藤田　遥未　電話03―5253―8111　内線21787
⑵　電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先
電子調達システム
https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/
⑶　電子調達システムによる入札書類データ（証明書等）の提出期限、及び紙入札方式による証明書等の提出期限　令和６年10月30日17時00分
⑷　電子調達システムによる入札書の提出期限、及び紙入札・郵送等による入札書の提出期限　令和６年11月６日18時00分
⑸　開札の日時及び場所　令和６年11月７日11時00分　国土交通省地下１階入札室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項
①　電子調達システムによる参加を希望する者は、所定の提出期限までに入札書類データ（証明書等）を上記３⑵に示すＵＲＬに提出しなければならない。
②　紙入札方式による参加を希望する者は、所定の提出期限までに必要な証明書等を上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。
なお、①、②いずれの場合も、封印した競争参加資格の確認に関する書類を所定の提出期限までに、上記３⑴に示す場所へ提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。